

○竹原市建設工事等入札参加資格審査要綱

改正 平成 29 年 5 月 30 日告示第 57 号  
令和元年 5 月 2 9 日告示第 58 号

平成 30 年 11 月 30 日告示第 88 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、竹原市契約規則(昭和 59 年竹原市規則第 5 号。以下「規則」という。)に基づき、建設工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)又は建設工事に係る測量・設計コンサルタント等の委託業務(以下「委託業務」という。)の入札に参加しようとする者に必要な資格を認定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(資格審査会の設置)

第 2 条 建設工事又は委託業務(以下「建設工事等」という。)の入札に参加しようとする者の入札参加資格について審査するため、竹原市建設工事入札参加資格等審査会(以下「資格審査会」という。)を置く。

(資格審査会の組織)

第 3 条 資格審査会は、副市長、総務部長、建設部長、公営企業部長、財政課長その他市長が指定する者をもって組織する。

(任務)

第 4 条 資格審査会は、第 8 条の規定により申請を行った者の入札参加の資格及び資格除外について審査するものとする。

2 前項の審査は、定期の受付期間の経過後に行うものとする。ただし、必要があると認められるときは、臨時に行うことができる。

3 市長が建設工事等の入札、契約及び執行等に係る事項について資格審査会に諮った場合は、その内容について審議するものとする。

(会長等)

第 5 条 資格審査会に会長及び副会長を置き、会長は副市長をもって充て、副会長は総務部長をもって充てる。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 資格審査会の会議は、会長が招集する。

2 資格審査会は、過半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 資格審査会の会議は、公開しないものとし、出席者の全会一致をもって公表すべきであると決議された事項を除いて、何人も会議の内容を他に漏らしてはならない。

4 第 4 条第 2 項に規定する定期の受付期間(追加申請期間を除く。)の経過後に行う審査以外の議事については、会議の開催に代えて持回りにより審議することができる。

(庶務)

第7条 資格審査会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(入札参加資格の審査申請)

第8条 市長は、建設工事等の入札に参加しようとするものに対して、期間を定めて、広島県電子自治体推進協議会が運用する資格審査受付システムにより電子申請を行わせるものとする。

2 市長は、前項の申請を行った者に次に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、第2号から第5号に掲げる書類については、市内に住所を有する者（個人である場合は住民登録されている者、法人である場合は登記がなされている者。以下「市内業者」という。）に限るものとする。

- (1) 資格審査受付システムによる送信完了兼受付票
- (2) 建設工事にあつては工事履歴書、委託業務にあつては希望業務実績調書
- (3) 建設工事にあつては技術職員名簿、委託業務にあつては有資格技術職員名簿
- (4) 納税状況の調査に関する同意書
- (5) 個人にあつては当該個人に係る市民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税について、法人にあつては当該法人に係る法人市民税、固定資産税及び軽自動車税並びに当該法人の代表者に係る市民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税について、それぞれ滞納がないことを証する書面（必要に応じて提出するものとする。）
- (6) 印鑑証明書又はその写し（市内業者は原本に限る。）
- (7) 使用印鑑届（実印と使用印が異なる場合に限る。）

3 市長は、第1項に規定する期間の前回の申請期間（追加申請期間を含む。）において、資格の認定を受けた市内業者、又は特に必要な場合に限り、電子申請以外の方法による申請を認める。この場合において、別に定める建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に前項による書類のほか、次に掲げる書類を添付して提出させるものとし、第1項による申請があったものとみなす。

- (1) 建設工事にあつては法第3条第1項に規定する許可証明書又は許可確認書の写し、委託業務にあつては法令に基づく営業に必要な登録に係る証明書（測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、司法書士登録証明書、計量証明事業者登録証明書及び不動産鑑定業者登録証明書等）又はその他の関係規程等に基づく登録業者である場合はその登録証明書（建設コンサルタント登録証明書、地質調査業者登録証明書、補償コンサルタント登録証明書等）
- (2) 建設工事にあつては法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知書（以下「総合評定値通知書」という。）、委託業務にあつては法人の場合は直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに利益処分計算書又は損益処分計算書、個人の場合は直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (3) 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式による納税証明書又はその写し
- (4) 営業所の一覧
- (5) 別に定める誓約書

(6) 住民票及び身分証明書の写し（個人である場合に限る。）

(7) 技術検定合格証明書

(8) その他市長が必要と認めるもの

4 市長は、第1項の規定により期間を定めたときは、これを告示するものとする。

(資格の認定)

第9条 市長は、資格審査会において希望する建設工種の種類、業種又は業務分野、部門ごとに審査し、適格であると認められた者について、入札に参加する資格（以下「資格」という。）を認定する。

2 等級区分が必要な建設工種の種類又は業務分野にあつては、資格審査会の審査を経て算定された総合評点数によって、建設工種の種類又は業務分野ごとに等級区分を行い、入札に参加する資格の等級区分を認定するものとする。

3 第2項の規定により等級区分を行う場合においては、各等級に対応させて発注の標準となる建設工事等の設計金額の範囲（以下「発注標準金額」という。）を建設工種の種類又は業務分野ごとに定めるものとする。

4 第2項に規定する等級区分が必要な建設工種の種類又は委託業務の分野、総合評価点数の算定方法、等級区分の基準及び前項に規定する発注標準金額は、資格審査会の意見を聴し、市長が別に定めるものとする。

(名簿の作成)

第10条 前条第1項の規定により資格を有する者を認定した場合は、当該者の氏名又は法人名並びに建設工種の種類及び等級区分のある建設工種の種類にあつてはその種類及び区分、委託業務にあつては業務分野を記載した入札参加資格者名簿を作成する。

2 前項の規定により作成した入札参加資格者名簿は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第7条第1項第1号及び第2号に規定する名簿とし、遅滞なく公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(資格の通知)

第11条 市長は、第9条第1項の規定により、申請者に対する資格を認定した場合はこれを通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通知した後、当該資格を変更する必要があると認めるときは、資格審査会の審査を経てその資格を変更し、入札参加資格者名簿の変更を行うとともに、これを通知するものとする。

3 前各項の通知は、前条第2項による公表をもって代えることができる。

(資格の取消)

第12条 市長は、申請書に虚偽の事実があつたとき又は重要な事実の申告を行わなかつたときは、直ちにその資格を取り消すとともに、入札参加資格者名簿から削除し、これを通知するものとする。

2 市長は、第8条第2項第4号の同意に基づき、市内業者の納税状況の調査を行うものとし、滞納があつた場合は前項の規定を適用する場合がある。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、平成 29・30 年度の入札参加資格認定から適用する。
- 2 竹原市建設工事入札参加資格及び入札参加者選定等に関する規程（昭和 58 年竹原市告示第 14 号）は、廃止する。

附 則（平成 30 年 11 月 30 日告示第 88 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に認定を受けている資格については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 5 月 29 日告示第 58 号）

この告示は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

別表第1（第8条関係）

発注工事の種類	資格を認定する業種
土木一式工事	土木一式工事
	プレストレストコンクリート工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
	法面処理工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
	鋼橋上部工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第2（第8条関係）

発注業務の分野	資格を認定する業務部門
---------	-------------

測量	測量一般
	地図の調整
	航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
	意匠
	構造
	暖冷房
	衛生
	電気
	建築積算
	機械設備積算
	電気設備積算
	調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査
	土地評価
	物件
	機械工作物
	営業・特殊補償
	事業損失
	補償関連
	総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	水産土木
	廃棄物
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
土質及び基礎	

	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画・施工設備及び積算
	建設環境
	機械
	電気電子
その他	不動産鑑定
	登記手続等
	その他